

質問書に対する回答（令和5年4月25日更新）

NO	該当ページ等	質問	回答
1	公募要領 2ページ 第2 プロポーザルに係る事項 1 プロポーザル参加の要件	<p>「プロポーザル参加の要件」の一つに「⑦平成30年度以降プロポーザル参加申込期日までに、国もしくは普通地方自治体の発注した移住定住の促進又はそれに類似したことを目的とした調査・分析にかかる業務を実施した経験を有するものであること」とあります。</p> <p>「それに類似したことを目的とした調査・分析にかかる業務」とは、具体的にどのような業務を想定されているのかご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>都道府県や市町村等を対象とした暮らしの魅力を把握するための調査・分析を行う業務については該当するものとしています。</p>
2	公募要領 1ページ 第2 プロポーザルに係る事項 1 プロポーザル参加の要件	<p>移住者から見た岐阜県の魅力等調査分析委託業務のプロポーザルの資格要件に「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。」という要件がございます。</p> <p>弊社は有資格者ではありませんが、今から入札参加申請を行うことで、本案件への参加は可能になりますでしょうか。</p>	<p>プロポーザル参加申込書に、入札参加資格審査申請書を添付いただければ、参加申し込みは可能です。</p> <p>ただし、プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。</p>
3	仕様書4 委託業務の内容 (1) 調査の目標・方針及び調査項目の設定 c 実施方法	<p>受託者は、県及び市町村が把握していない又は送付することができない県内の移住者に本調査を周知し、回答を促すための工夫を行うこと。との記載がございますが、「県及び市町村が把握していない又は送付することができない県内の移住者」とはどのような人を想定していますでしょうか。</p>	<p>県・市町村で把握している移住者の中には住所等まで把握していない方もあり、調査票を送付することができない場合があるため、そういった方へこの調査を周知する工夫をするよう記載しています。</p>
4	仕様書4 委託業務の内容 (1) 調査の目標・方針及び調査項目の設定 a 対象者	<p>調査対象者の6,000人については、県・市町村で協議して決定とありますが、6,000人について教えていただける項目を教えてください。（名前・住所・メールアドレス・個人情報の利用許諾状況など）</p>	<p>調査対象者への郵送作業は県・市町村で行うため、名前・住所・メールアドレス等を受託者にお伝えすることはありません。</p>